

町田市福祉のまちづくり総合推進条例  
特定都市施設整備項目表(小規模建築物)遵守基準(第9条関係)

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等

整備項目		経路	チエック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
1	経円移動等滑化等	移円		1	移動等円滑化経路等(*1)上には、階段又は段を設けない		1			
2	出入口	移円		1	移動等円滑化経路等を構成する出入口は次に掲げるもの					
				1	幅80cm以上		—			
				2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		—			
3	廊下等	移円		1	移動等円滑化経路等を構成する廊下等は次に掲げるもの					
				1	幅90cm以上		—			
				2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
4	階段	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち1以上は次に掲げるもの					
				1	段がある部分に手すりを連続して設置		—			
				2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
				3	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		—			
5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	移円		1	移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの					
				1	勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりを設置		—			
				2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
				3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能		—			
				4	幅90cm以上		—			
				5	勾配1/12以下		2			
				6	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置		—			
				7	両側に側壁又は立ち上がりを設置		—			
				8	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置するよう配慮		—			
6	便所	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる車椅子使用者用便房を1以上設置					
				1	車椅子使用者が利用することができるような空間を確保		—			
				2	腰掛便器、手すり等を適切に配置		—			
7	観覧席又は客席	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げるもの					
				1	出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に全席数の1/50(1席未満の端数は切上げ)以上、車椅子使用者のためのスペースを設置		—			
				2	車椅子使用者のためのスペースは、1席当たり水平部分は間口90cm以上、奥行き140cm以上		—			
				3	車椅子使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、勾配が1/12以下の傾斜路を設置		—			
				4	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
8 敷地内の通路	移円		1	移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は次に掲げるもの					
			1	幅135cm以上		3			
			2	通行の際に支障となる段差を設けない		4			
			3	傾斜路は次に掲げるもの					
			1	勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりを設置		—			
			2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
			3	傾斜路の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能		—			
			4	幅120cm以上(段に併設するものにあっては90cm以上)		—			
			5	勾配1/12以下		2			
			6	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置		—			
9 標識・案内設備等	一般		1	移動等円滑化の措置がとられた便所その他の施設の付近に、必要に応じて次に掲げる要件に該当する標識を設置					
			1	高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置		5			
			2	表示すべき内容が容易に識別できる(当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合すること。)		5			
			2	別表第4(建築物の遵守基準)15の項第2号又は第3号の規定による案内設備等が設けられている場合は道等からその案内設備等まで、それ以外の場合は道等から直接地上へ通ずる出入口までを、視覚障がい者の誘導を行うための線状ブロック等又は点状ブロック等を適切に組合せて敷設し、又は音声その他 の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置		6			
10 レジ通路	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路を設ける場合は、その1以上は次に掲げるもの					
			1	幅85cm以上		—			
			2	レジカウンターの高さ及び形状は高齢者、障がい者が利用しやすい構造		—			
11 洗面所等	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器又は手洗器を設ける場合は、その1以上は高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造		—			
12 手すり	一般		1	手すりを設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	誘導を考慮し、連続して設置		—			
			2	便所、浴室等の移乗等を補助する手すりは、動作に応じて水平・垂直型のものを設置		—			
			3	高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、取付方法等に配慮		—			

## **備考**

\*1 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路等とすること。

- 1 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路
- 2 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房又は洗面器若しくは手洗器を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車椅子使用者用便房又は洗面器若しくは手洗器までの経路

## **緩和措置**

1 次のいずれかに該当する場合は、階段又は段を設けてよい。

① 当該建築物内の上階及び下階との間の上下の移動に係る場合（車椅子使用者用便房を設ける場合においては、車椅子使用者用便房が地上階にある場合に限る。）

② 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合

③ 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障がい者等が安全に通行することが可能である場合

2 高さが16cm以下のものにあっては1/8以下であること。

3 敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上とすることができる。

4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設している場合は、段差を設けてよい。

5 便所その他必要な場所を容易に視認できる場合は、設けなくてよい。

6 次に掲げる場合は、整備しなくてよい。

① 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できかつ道等から当該出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路等に適合する場合

② 道等から案内設備まで、それ以外の場合は道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの